

令和5年度 政務活動費の収支状況

【政務活動費とは】

「地方自治法第100条第14項から16項」に規定する議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければなりません。本市においては「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」および「根室市議会政務活動費の交付に関する規則」の規定に基づき、根室市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派等に交付されます。

R6.4.5現在 (単位：円)

項 目	創 新	市政クラブ	大 地	日本共産党 根室市議会議員団	会 派 紬	市民クラブ	無所属 (西田浩一)	無所属 (保坂いづみ)	合 計	
所属議員	4人	2人	2人	2人	2人	2人	-	-	16人	
交付決定額 (A)	960,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	240,000	240,000	3,840,000	
活動費 決算額内訳	調 査 研 究 費	320,472	94,407		190,858	159,080		94,050	77,655	936,522
	研 修 費	248,827	223,834		35,550	139,680	144,192			792,083
	広 報 費				20,750					20,750
	広 聴 費									0
	要請・陳情活動費									0
	北方領土対策活動費	183,717	106,320	214,050	112,612	110,280	49,512	100,880	134,660	1,012,031
	会 議 費						45,622			45,622
	資 料 作 成 費									0
	資 料 購 入 費	1,800	159,600		44,813	20,874		30,240	23,870	281,197
	人 件 費									0
事 務 所 費	187,223	25,627	10,279	7,263	39,920		13,292	11,578	295,182	
決算額 (B)	942,039	609,788	224,329	411,846	469,834	239,326	238,462	247,763	3,383,387	
差 引 返 納 額	17,961	0	255,671	68,154	10,166	240,674	1,538	0	594,164	
執行率 (B/A)	98.1%	100.0%	46.7%	85.8%	97.9%	49.9%	99.4%	100.0%	-	

◆交付額及び交付対象 議員一人あたり年額240,000円が会派等に対して交付されます。

※決算額が交付決定額を超える場合、その差額は会派等の負担となります。

※決算額が交付決定額に満たない場合、会派等はその差額を返還することとなります。

◆政務活動費使途基準 政務活動費は、条例で定める以下の使途基準に従って使用します。

項目：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、北方領土対策活動費、会議費、資料作成費、  
資料購入費、人件費、事務所費

※「事務所費」とは「会派又は議員が行う活動に必要な事務所（会派又は議員控室とする。）の管理に要する経費」のことをいいます。

◆収支報告書の閲覧 政務活動費に関する収支報告書は、「根室市情報公開条例」及び「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき閲覧することができます。